

「顯生魂」說の原由 ——橘守部の神學——

國學院大學神道文化學部非常勤講師

中野裕三

はじめに

凡そ神學研究において、一神学者の学説が學問の深化に従つて變化することはしばしば起りえる。それは、神學研究の健全な成長を物語るものであつて、必ずしも否定的に評価される性質のものではない。むしろそうした学説の変化に着目することによつて、当該神学者が生涯を賭けて主張した学説の真意を、より深く認識できるのではなかろうか。

以前筆者は、近世国学の大成者、本居宣長の三十五年にも及ぶ古事記研究の過程に、こうした学説の変化を確認した。即ち『古事記伝』（以下「記伝」と略す）三之巻に示された有名な「神の定義」を始めとして、今日宣長の神學思想を論ずる際に問題とされる学説の多くは、数度に及ぶ「記伝」稿本（下書き）を経て、精鍊された記述へと変化を遂げたのである。⁽¹⁾

本居神學に対する批判者として著名な橘守部（一七八一一八四九）の神學確立過程にも、こうした学説の変化を、宣長のそれと比較して一層顯著に確認することができる。なぜならば、守部の學問の全体像を豊富な研究資料を駆使

して簡潔・明確に論じた鈴木暎一氏が指摘しているように、文化十三年（一八一六）に成った守部の初期の著述である『神風問答』は、「なかんずく宣長の所説の粗述とみなすべき文章が諸所に見出され、のちに宣長学の批判者として名を成す守部が、その初学時代においては宣長の強い影響下に生い立つた事実を物語」つてあるからである（『人物叢書 橋守部』吉川弘文館・昭和四十七年、四八頁）。しかし後に守部は、当代の人々に対する“神靈の實在論証”という問題意識に従つて、宣長の神学思想を大胆に批判するに至つた（拙稿「橋守部の神理解」「神道宗教」第一八四、五合併号・平成十四年三月。以下「前稿」と略す）。

従つて守部の神典研究の推移は、本居神学の粗述から始まり、守部固有の神学確立過程を意味するものであつたと推察される。それ故、橋守部神学の性格を更に掘り下げて分析する為には、『稜威道別』『難古事記伝』といった神典注釈書の著述稿本を視野に入れることが必須の課題となるであろう。

本稿は、こうした認識を前提として、守部の靈魂觀である「顯生魂」説に視点を置くことにする。ちなみに本居宣長は「記伝三十之卷」にて、荒御魂・和御魂を、「神の御靈を、此二に対言は、たゞ其德用を云名にこそあれ」（筑摩書房版全集第十一巻（以下全集十一と略す）、三八七頁）と分析し、神の具える異なる働きに対する呼び名であると規定した。一方の守部は、アラミタマを、弘化三・四年（一八四六・七）に一応の執筆を終えた『稜威道別』巻四において、幽世に坐します本来の御靈（和魂）が具体的にその働きを顕に示す（「顯れ給ふ」）ことであると解釈し、故に「顯生魂」の義であることを主張した。⁽²⁾つまり三韓征伐に向かう皇軍の船団を、海流を司る住吉三神の荒魂が導き、新羅平定の後、三神の荒魂は託宣を通じて穴門（長門国）に鎮まる」とを嚴命されたと伝える「神功皇后紀」を典拠として、宣長説を真っ向から批判したのである。しかし管見の及ぶところ、四魂の解釈の相違は神理解の根幹を左右するものであるにも拘らず、本居神学とりわけ神理解を批判するべく著述された『難古事記伝』（天保十五年（一八四四）完成）には、この「顯生魂」説を確認することはできない⁽³⁾。従つて守部の「顯生魂」説は、『稜威道別』の完成間近、それまでの神

典研究を通じて確立された守部独自の神学的思考に従い、主張されたものであったと推察される。

以下、守部が「顯生魂」説を主張するに至った背景を、神典注釈書の著述稿本の内容分析を通じて考察してみたい。

このような学的作業は、橘守部神学の特質を明確にする一助になるかと思われる。

一、著述稿本とその分類

守部神道論に関わる諸文献、とりわけその現存稿本について、日本書紀注釈書『稜威道別』の前身と見做される『温源錄』の存在は、すでに『橘守部全集』（国書刊行会・大正十年）の解題に、守部曾孫の橘純一氏によつて報告されている。その後鈴木氏は、全集に所収されることのなかつた『温源錄』や『三大道弁』の詳細な内容分析に従つて、従前、守部神道論の核心として注目されてきた神典解釈法「神秘五箇条」確立に向けての問題意識、いつたいなぜ守部が「神秘五箇条」を主張するに至つたのか、という理由を詳述したのであつた。一方、守部の現存著述稿本のすべてを網羅し、書誌学的な立場から詳細且つ丹念な校訂作業を通じて、諸稿本の特徴と執筆年次とを明確にしたのは平澤五郎氏であつた（『橘守部撰述現存諸稿本とその成立』に就いて 一、二、三）『斯道文庫論集』第十七、第十九、第二十所収・昭和五十五年、五十七年、五十八年⁽⁴⁾）。

そこで著述稿本の内容分析に際して、あらかじめ平澤氏の論考に従つて、守部が本格的な神典研究の著述を物した天保四年以降、神学研究の分岐点となる諸稿本の執筆年次と、そこに示された本稿のテーマに関わる基本事項とを整理しておきたい。

表

	天保四年 (一八二三年)	天保五年 天保六年	天保七年	天保八年	天保九年	天保十年	天保十一年	天保十二年	天保十三年	天保十四年	弘化三年	弘化四年
①「温源錄稿卷一」	②「温源錄稿卷二」	③「稜威道別卷七」									イ、日本書紀注釈書	
④「稜威道別論、四・七」	⑤「稜威道別卷一～八」	⑥「古事記傳考異五卷」	⑦「古事記傳難註一」	⑧「記伝概言四卷」	⑨「難古事記傳五卷」	⑩「三大道弁」	⑪「十段問答一卷」	⑫「稜威雄説五卷」	⑬「千代のふる道初編三卷」	口、古事記注釈書	ハ、国体論	
⑯「神異例一・二、四～七」	⑰「歷朝神異例七卷」	?	?								二、歴朝神異例	

イ、日本書紀注釈書

最初に挙げるべき稿本群は、守部の代表作、『稜威道別』に結実する日本書紀注釈書の一群であろう。

その嚆矢は、天保四年頃の著述と目される①「温源錄稿卷一〔〕」(自筆・斯道文庫蔵)である。卷一「御伝風の論」及び「談辞の論」にて、神典は、本辞(事実)と、その本辞を民衆に容易に理解せしめるべく、口承過程において自ずから混入した「談詞」(非事実)とによつて構成されている旧辞である事を主張した。それは、卷二「古伝の心得様の論」に確認される、高天原や夜見を一括して現実世界と一体であると規定する守部独自の幽冥思想と併せて、すでに「神秘五箇条」の鍵鑰は、この時期に明確になつていたことを証するものであろう。なお卷二末尾には、本書の性格について「今此書は、如斯しも本つ旧辞を重みし、専ら古伝説の意趣の、覺り安かりなん事を、主として解なれば、語釈までは得ことわらず、余り此も彼も、混雜に釈んとせは、事も長く、煩しくもなるへければとてなり」との一文を確認できる。つまり『温源錄』は、必ずしも神典注釈書としてではなく、啓蒙書として執筆されたことが判る。

続く②「温源錄稿卷三」と③「稜威道別卷七」(自筆・斯道文庫蔵)との二冊本は、天保六年から九年頃に執筆された著述であり、同一の秩に收められている。つまり「温源錄稿卷四～七」の執筆途上、「稜威道別」と書名を改める事に伴い、著述方針も変更されたのである。その変更箇所を、平澤氏は「旧註・新註の纂輯の傾向が顯著となり、私記・口決・纂疏降つて集解・通証・記伝等、その書名を明記して縷述することが尠くなく、その傍証資料をも長々と列記引用し、旧稿以来の諸説と相俟つて聊か贅言、冗長にわたる諸点が散見されるのである」と分析している。また③「稜威道別卷七」には、大己貴神が国作りに一旦頓挫した際、幸魂・奇魂が海原を照らして現れたと伝える「書紀」宝劍出現章第六の一書の伝承に関連して、四魂の解釈を試みていることが確認される。本稿との関連において、極めて重要な注釈箇所であると思われる所以で、煩瑣を厭わずここに引用しておこう。

かくて此四種の魂の事は人々自らの心を以て自然に曉る事あるへし 心は本一なれども時として進む心の中に退く心もあり 憤る心の中に和むる心もあり 楽しむ心の中に憂る心もあり 迷ふ心の中に悟る心もあり 欲する心の中に禁る心もあり 此等の中にて初なるを荒魂といひ後なるを和魂とは云 〔中略〕 されは彼憤る心の中にも精神あり そを幸魂と云て心得へし 〔中略〕 こゝに大己貴命の興言し給へるは荒魂の進みなり さてしか荒魂のみ進みつるはいまた和魂の転意不坐故なれば其精神幸魂奇魂の現れまして示し教へ給ふ也 かくて教へ給ふまに 〔其二〕 魂を奉齋給へる故に御靈の全体満足榮まして威徳も増御守護もそひて終に天下の功業を遂はて給へる也 〔三八〇～三九〇〕 と。

これより稜威道別の現存稿本は、天保十五年の奥書を持つ④「稜威道別存総論・〔巻四・七〕」(外題「稜威道別第一稿総論」「稜威道別稿本第三」「稜威道別稿本第六」)(自筆、斯道文庫蔵)の三冊本に至るまで確認することはできない。その理由は、天保九年から天保十五年に至る数年間を、「難古事記伝」に結実する本居神学の批判書を執筆することに充てていたからであろう。従つて「記伝」弁駁の書は、「書紀」神代卷の注釈を一通り終え、自己の神道論の骨格が確立されるのを俟つて着手したものといえよう。なお平澤氏は、神典解釈法を詳述した④「稜威道別 第一稿総論」を、「はじめて定稿本に近き体裁を整えて本稿本は面目を一新するのである」と分析している。ただし本稿本には未だ神秘第四条「略語含言大概」を確認できないことについて、「この条(第四条—筆者注)は五ヶ条の中では他条に較べ比重は尠く、古文の修辞上の事柄でもあり、叙述するところもまたすくない。神秘五条の核心をなすものは上記四ヶ条であるのを想えれば、「総論」構成上の結構の整備とも云いうる補説にとどまる」との平澤氏の分析には、注意しなければならない。なぜならば、神秘第四条は、神学的な視点に従うならば、守部の多神信仰論を明確にする極めて重要な解釈法だからである。⁽⁵⁾ ちなみに④「稜威道別稿本第六」には、宝剣出現章第六の一書の注釈を確認できるが、荒魂の解釈を示すことなく、幸魂・奇魂の分析に終始している。その内容は、天保八・九年の著述③「稜威道別卷七」に

示された解釈を基本とするものであり、この天保十五年の段階においても「顯生魂」説は、未だ明確に主張されるには至っていない。⁽⁶⁾

その後、自筆・筆者未詳併せて数種の稜威道別の稿本が現存しているが、其の内とりわけ重要なのは、⑤「稜威道別卷之一～八」（自筆、天理図書館蔵）の八冊本であろう。本稿本は嘉永四年刊行の底本（全集卷之一～五の底本）と目されるが、卷之二「総論の奥書には④「稜威道別第一稿総論」と同じく天保十五年の年次が記されている。しかし、本稿本卷之一「総論上」、「古記典之五」には、以前の稿本には明確に主張されることのなかつた『旧事記』の重要性、つまり記紀の「足さるを補ひ、過れるを糺すへき」書であることを主張する等、改変の跡が著しい。このことから、守部が晩年、稜威道別の更なる改稿を期して『旧事記直日』の執筆に取り組んでいた弘化四年頃に成ったものと推察される。従つて「顯生魂」説は、天保十五年に執筆された④「稜威道別稿本第六」以降、本稿本の執筆された弘化四年頃の間に明確に記述されたと推測される。

口、古事記注釈書

すでに指摘した如く、『難古事記伝』に結実する「記伝」弁駁を目的とする一連の著述は、『稜威道別』神代卷の注釈作業を通じて、守部神道論の基本が確立された後に着手された。

その嚆矢は、⑥「古事記伝考異五卷」（自筆、天理図書館蔵）であり、平澤氏の校合に従うならば、天保十年に成立した。③「稜威道別卷七」が成った後の著述であり、朱墨補訂の跡が著しい。そしてこの文字通りの草稿本を繕写したもののが天保十年の奥書を持つ⑦外題「古事記伝難註二」（内題「古事記伝考異一」、自筆、天理図書館蔵）である。本稿本は僅か一巻のみ現存する。しかし平澤氏が「上梓を意図しての版下用下稿でもあつたのであるうか」と推測しているように、前稿⑥「古事記伝考異五卷」と比較して、判読も容易である。従つて、天保十年当時の守部の神学を確認する

うえで、極めて重要な文献であるといえよう。また冒頭の「意褒车祢」には、宣長の「記伝」を、「古語の学問を助ること」と、古今の間に双ぶものなし」と評価しつつも、次の二節を確認できる。

そもそも神御典はよ、天下おしなべて、いたゝき尊ふべきわざなるを、彼通証といひ、此記伝といひ、大部にして容易からず、文雅にして民間には通じ難き所ありて、凡て昔より今に至るまで、学者のみ観ふべき物の如くになり来しも、あらぬわざなりければ、今は学者のためより、俗間の人のために、平言もて耳近くものせん方まさりなむ、さて然かせむには、簡古の上にも、簡古なるにしくべからねば、ことは足はぬさまながら、道に関らぬ、言語などの本つ意、また神号、官職、氏族等の類、凡て注の煩はしく成なることの上は、よくもわるくも、皆姑く伝にゆづりて、今はたゞ本文の意趣を、よく心得させんことをむねとせり（一〇一三ウ）と。

即ち、『難古事記伝』に結実する本書の著述は、「俗間の人」、一般民衆を対象にするものであった。それは、『稜威守別』の前身である①『温源錄』が「専ら古伝説の意趣の、覚り安かりなん事」を目的として著述された事と併せて、守部の神典研究は当代人々に対する“神靈の実在論証”を目的とした“実践神学”であるという筆者の見解を、補うものであろう（前稿参照）。

続く⑧「記伝概言四卷」（自筆、天理図書館蔵）は、天保十三年三月十八日の奥書を持つ著述であり、『難古事記伝』の前稿本である。⑦「古事記伝難註一」と比較すると、冒頭序文の「意褒车祢」の変更著しく、「彼記伝の謬れることの中にも、道にあつかるべきのみを、さくり出つゝ、（中略）廿日あまり七日のあひたに、書をは見れば、五巻にそ成ける」と論じたように、「記伝」弁駁書としての性格は、一層明確に強調された。なお本稿本⑧「記伝概言初稿第三」にて、「記伝十二之卷」大国主神の「辛魂奇魂の段」に示された宣長の靈魂觀を批判している。未だ「顯生魂」説は見出し得ないが、すでに引用した③「稜威道別卷七」（天保八、九年）に主張した自らの荒魂理解を、大幅に変更しているので、ここに引用しておこう。

書紀に、吾是汝之、幸魂、奇魂也とあるは、幸はへ助くる、奇き御魂と云ことを、約めて云る詞也、又荒魂和魂とあるも、神の幸ひを受ける方より申す詞にて、只其事に進みて、幸はへ給ふと、身に副て、守護給ふとを、云るにこそあれ、必しも神御靈に、さる二の別ありと云にはあらす、然るに此に、和御魂の乏しかりしなりなど云る、いみしき非にして、且は神に対奉て、なめしく、恐きいひさま也（八九〇、ウ）と。

⑨「難古事記伝五卷」（自筆、斯道文庫藏）は、全集第二卷所収の底本であり、前稿本⑧「記伝概言四卷」と比較すると、冒頭の「意褒牟祢」から巻第編成に至るまで変更の跡が見られる。なお冒頭「意褒牟祢」の末尾には、天保十三年三月の日付を確認できる。しかしこれは、⑧「記伝概言四卷」の執筆年次をそのまま記述したものであり、序文に天保十五年卯月の日付がある出雲国造千家尊孫の序文が寄せられていること、あるいは本書「難古事記伝卷三」に、天保十四年に成った「神異例」が挙げられていること等から、天保十五年の成立と考えられる。また本書「難古事記伝卷四」には、⑧「記伝概言初稿第三」に示された荒魂解釈と、天保十五年頃に成った④「稜威道別稿本第六」に示された幸魂・奇魂の解釈とを繋ぎあわせ、守部の靈魂觀を示している。このような度重なる改訂は、四魂をどのように規定するのかという問題に、守部が神典研究を通じて終始苦渋したことの証左であろう。ただし「難古事記伝」が成立したこの段階においても、未だ「顯生魂」という概念を確認できないことは、改めて強調しておかなければならぬ。

ハ、国体論（神道と他宗教との関係論）

守部一連の神道関係の著述には、上述の神典注釈書以外に、神道と他宗教（儒教・佛教）との関係に従つて、神祇祭祀を重んじる我が国の國柄を論じた著述が存在する。勿論、その説くところは、神典研究を通じて明確にされた神道觀と相即不離のものであるが、著述形態の相違に拘れば、やはり別枠において論ずるべきであろう。

すでに文化・文政年間に成った『神風問答』『神道弁』には、守部国体論の萌芽を確認しえる。天保七・八年にかけて脱稿した⑩『三大道弁』（自筆、天理図書館蔵）は、こうした先行する著述、とりわけ『神道弁』の発展形態と思われる。その理由は、それら著述の内容に共通して、三道（神道・儒教・佛教）の一致を否定するも、神祇の勅命を「天命」として解釈する等、恐らくは平田篤胤の包括主義の影響を色濃く残しているからである。ただし、鈴木氏が詳細に論じたように、幕藩体制の崩壊に伴う天保期の社会情勢の混乱に際して、神祇祭祀の重要性を主張していることは、それ以前の著述に見られぬ『三大道弁』独自の主張であろう（人物叢書 橋守部 前出、一六九一—七三頁）。その例証として、「欽明天皇紀」「孝徳天皇紀」「三代実録」「菅家遺誠」等の諸文献が引用されている。

続く⑪「十段問答二巻」は、国学体系第十四巻『橋守部集』（地平社、昭和十九年）に、太田善麿氏の校訂によつて所収されたものである。その底本及び現存稿本の所在については不明である。書名通り、上下両巻併せて十段の問答に従つて構成されている。上巻において、宣長の注釈に一定の評価を与えたながら、宣長の「記伝」は、「語辭」（談辭）に泥んでしまつたことを指摘し、それ故「道を広むるにはあらず、道を狭むるなり。道を開くにはあらで、道を塞」（全集補巻、十一頁）いでしまつた事を指摘した。その説くところは、守部の神学が「俗間の人」（⑦「古事記伝難註」）、天保十年）を対象とする“実践神学”であるということを、明確にするものであろう。そして下巻において、先に成つた『神道弁』⑩『三大道弁』同様に、神道と他宗教との関係を、以下の如く規定するのである。

此御庭の、大樹の松に譬えて申さば、木立の幹は、御国の道なり。左右の枝葉は、聖人仏の道なり。枝葉もなくては、幹うるほはず。枝葉過れば、幹を到す。御国の道を本とし、聖人仏の教へは、枝葉として、よく切すかして、用いさせ給はんには、しくべからずと申つれば、君御手を拍手て、よろこばせ給ひき（全集補巻、二十一二十

一頁）と。

ただし、こうした守部の包括主義とも規定すべき姿勢は、本書執筆の後、排他的なものへと著しく変化を遂げた。⁽⁷⁾

つまり天保十四年に成った『神異例』にて、宮中の人々が仏教信仰に耽溺した事を鋭く批判し、儒教に対しても弘化二年に成った『稜威雄詰』にて駁撃を加えた。なお平澤氏は、本書の著述年代を天保九年から十年にかけてと推測している。その見解は、以上概観した本書の内容に従つても、首肯されるものであろう。

⑫『稜威雄詰五卷』（橘冬照・東世子筆、斯道文庫蔵）は、天理図書館に所蔵される自筆草稿本を、恐らくは守部の指示に従つて淨写されたものであり、全集の底本である。すでに高井浩氏による守部書簡の詳細な調査の結果、草稿本は、弘化二年の完成であることが判明している。本書の内容は、冒頭の「大旨」に明記された如く、真淵の『国意考』に始まる国儒論争に終止符を打つべく、儒者の著述のみならず漢籍をも広く傍証し、その所論を難詰するを以つて、神隨の大道が眞の道であることを論証せんとしたものである。従つて、従前の著述に見られた包括主義は影を潜め、神道と儒教との相違を明確にすることによって、徹底的に「聖人」や「天命」といった宗教概念を批判している（前稿、註10参照）。

二、歴朝神異例と関連稿本

『歴朝神異例』は、記紀、五國史を始めとして、『大神宮諸雜事記』『神宮雜例集』といった神宮に関する文献、そして近世の『玉勝問』に至るまで、諸書に見出せる神威に関する記述を抜粋し、守部の解説を加えた著述である。ちなみに平澤氏は、本書一連の稿本を、前述の守部国体関連の著述と共に、「神道・国体觀」という枠組みに含めている。しかし筆者は、それら著述とは別枠において論ずるべきであると考える。なぜならば、本書序文に明記されたように、神典注釈書『稜威道別』と本書『歴朝神異例』とは、相互補完の関係にあつて、神靈の実在を論証するべく執筆されたからである（前稿「一、神典研究に対する守部の問題意識」参照）。それは、ハ「国体論」という枠組みにおいて論じた一連の著述と本書との著述目的の相違を意味している。また後述するように、守部の神学を考える際に、本書

は極めて重要な著述であると目されることも、別枠にて論ずる理由である。

その前身は、¹³「千代のふる道初編三巻」（自筆、斯道文庫蔵）であろう。本書の執筆年次について、平澤氏は「壮年期の書体とは云いがたく、過半は天保十年後の老熟期の筆跡である」と推測している。しかし¹¹「十段問答下」（第三段）には、本書書名を確認できることから、天保十年以前に遡る著述であったことが判る（全集補巻、二二頁参照）。その内容は、「神鏡」「内裏焼亡三度」「受取神璽」（以上第一冊）「大汝少彦名神今猶作国附浅間大神三嶋大社」（第二冊）等の諸項目を立て、それに関する事項を諸書から抜粋し、簡単な解説を加えた「隨筆」である。「御堂關白道長公御記」「扶桑略記」「天神宮諸雜事記」からの引用は、そのまま後述する¹⁴『神異例』に転写された。ただし守部の簡略な解説には、いまだ神靈の実在論証や神仏隔離といった『歴朝神異例』を特徴づける守部の問題意識を見出すことはできない。それ故、厳密に言えば『歴朝神異例』の稿本とは言い難い。その意味において、本書は文字通りの未定草稿本であろう。

従つて、¹⁴「神異例存巻一・二・四・七」（自筆、斯道文庫蔵）こそは、『歴朝神異例』直系の稿本ということになる。序文末に「天保十四年七月上旬」とあり、其の頃の執筆と考えられる。本書の構成は、後述する全集底本¹⁵「歴朝神異例七巻」と同一である。しかし守部の解説文には、随所に補訂加筆箇所が散見され、とりわけ巻二「内侍所神鏡靈異」に改訂の跡が著しい。それは、平澤氏が指摘するように、本巻に対する守部の熱意を示すものであろう。なお本書巻一「天照大御神靈異」には、「書紀」崇神天皇六年及び垂仁天皇二十五年の伝承に関連し、神鏡が宮中より出られ、伊勢国磯宮に鎮まつた原因を分析していることが確認できる。「顯生魂」理解の萌芽と思われる箇所なので、補訂加筆の跡が著しいものながら、原文をここに引用しておこう。

崇神卷に先是天照大神倭大国魂「神並」祭於天皇大殿之内然畏其神勢共住不安とある此御時俄に帝位の衰へ賜ひて然りしにはあらず此二帝は御威德益々御盛にこそはおはしたれ此は次文に始自天降之處也とみえ

たる如く天照大御神は既に神代の初に其荒御魂の伊勢に降り給ひつる故にこたひの大御魂代も猶伊勢には遷らせ給ひしにそありける（中略）かゝれば神功卷に天照大神誦之曰我荒魂不可近^レ「^ニ皇居」と詔へりし如く彼崇神垂仁の御時にもさる御告のありける故に他所に離ち奉らんとし給ひけむ事しられたり（二〇—三〇）と。

つまり神鏡が鎮まつた磯宮を、「則天照大神始自天降之處也」と記述する「垂仁紀」二十五年三月の記事に従つて、天照大神の「荒御魂」が高天原（幽世）より中津国（現世）に降つた處であると解釈したのである。未だ「顯生魂」という概念は見出しえないので、荒魂の本質を、幽世に鎮まる和魂が現世に「顯れ給う」ことであると規定した守部の発想の萌芽を、すでに示すものであろう。

⑯「歴朝神異例七卷」（自筆、国文学研究資料館蔵）は、⑭「神異例存卷一・二、四・七」を淨写した天理図書館本（「神異例存卷一・三」）を経た後、執筆された終稿本（全集底本）である。平澤氏の校合に従えば、本書の成立は天保十五年であり、⑯「神異例」脱稿から僅かな期間の内に成つたものであろう。

以上、天保四年以降に執筆された著述稿本の概要を述べてきた。しかし多岐に亘る守部の著述を年代順に並べ、それぞれの特徴を述べてきたことから、甚だ難解なものになつてしまつた。そこで、これまでの分析をあらまし整理しておこう。

一、天保十五年に成つた⑨「難古事記伝」（全集底本）に至るまで、四魂の解釈には、度重なる改訂が加えられるが、⑨執筆段階においても、未だ「顯生魂」という概念を見出すことはできない。ただし天保十四年に成つた⑯「神異例卷二」に確認される「荒御魂」という語句の意味するところは、後に確立された「顯生魂」説の萌芽を示している。

二、守部の神典注釈（神学）は、概ね「俗間の人」（一般民衆）を対象とするものであつた。

三、⑪「十段問答」（天保十年）に至るまで、守部は、神道を根本とする包括主義に従つて、他宗教（儒教・仏教）に

対する寛容な姿勢を強調していた。しかし⑭『神異例』執筆を契機として、この姿勢は、排他的なもの（個別主義）へと著しく変化を遂げた。

四、すでに神典解釈法の鍵鑰は、①「温源錄稿卷一〔一〕」（天保四年）に示され、その立場から神典、就中「書紀」神代巻の注釈が進められた。（途中③「稜威道別」（天保八年）へと書名の変更がなされた。）こうした作業を通じて得られた自己の神道論に従つて、「記伝」を弁駁し、民衆に神典の「趣旨」を理解せしめるべく、古事記注釈書としての⑥『古事記伝考異』（⑦『古事記伝難註』）（天保十年）が着手された。更に⑭『神異例』（天保十四年）の執筆は、それまでに育まれた守部の神学に更なる修正を加える一契機となつた。従つて、これら①（前期）⑥⑦（中期）⑭（後期）の各稿本は、守部神学確立過程における分岐点を、それぞれ示すものであろう。

こうした認識を念頭に置いて、以下、「顕生魂」説が確立した背景を分析するべく「温源錄稿」に始まる著述の具体的な内容分析を試みてみよう。

二、現実的な視座に基づく神靈の認識

イ、①「温源錄稿卷一〔一〕」（天保四年）

すでに論じたように、本書の存在は、橘純一氏による橘守部全集首巻所収の「解題」（大正十年）に記され、「稜威道別」稿本としての性格を持つものであることが指摘された。しかしその具体的な内容については、鈴木氏の分析を以つて世に知られるに至つた。その論旨は、次のように要約されよう。

一、神話伝承を、「正実」（事実）と、「談詞」（非事実）とによつて構成されていると規定する守部の神典解釈法の着

想は、先行する『古事記索引頭書』（文政二年）にすでに示されたが、本書卷一「談詞の論」において一層詳細に論じられた。

二、「本書卷二において、「これまで守部の説いたことのない天・黄泉・顕露といった神典中の觀念の世界を論じ、初めて一家の神道説を立てようとする意欲を示した」。

三、神典の正実の解明を試みた守部は、本書卷三にて、「本原古伝」を想定した。つまり、稗田阿礼が口誦したと想定される原文への復元作業を試みたのである。その際、『古事記』の文に、「連体詞・副詞などを適宜挿入することによつて章句を短く区切」る方法が採用されたが、それは、修辞の法則に着目した先行する和歌・文章研究との一貫した守部の着眼点に基づくものであった。

四、「しかし「本原古伝」の意義としてとくに強調されている幽顯両界の位置や靈魂の行方の問題は、実は守部の創見とのみなし難く、（中略）全体としてみれば篤胤がその著『靈能真柱』（文化十年刊）・『古史成文』（文政元年刊）においてすでに詳しく述じたところであつた」。

五、こうした守部の神典研究の背景には、「当今の世態人情の一大混乱」を、人々の敬神の念が希薄になつたことに原因があるとして、「本原古伝」の復元を通じて敬神の念を強固なものにしようとする守部の問題意識が指摘されるのである。（以上『人物叢書 橋守部』前出、一七六一—八八頁参照）と。

私見に拠れば、こうした鈴木氏の分析は、『温源録』の内容を、極めて簡潔且つ明確に総括したものと推察される。しかし僅か一点において、若干の補足をするべきであると考える。それは、論点四に示された守部の幽冥思想、就中、靈魂の行方に関する所見が平田篤胤の思想の影響下に成立したと判断する鈴木氏の見解である。その事を検証する為に、さしあたり、「温源録稿卷一」（『古伝の心得様の論』）から、問題箇所を引用しておこう。

人死て後、其善念と、悪念とは、いと大なる差あるものにそある、今此に云善念は、仏書などに拘らす、何事に

まれ、善道、善事に、思を凝して、生涯念を數多積ときは、其念聚累て、徳を顯はす、徳あれは、人其徳を貴慕て、馨き名を、萬世に語繼、英名遺れは、靈も又遺りて、即神なり、〈中略〉又さはかりならすとも、世に功績を立、よき名を遠く遺すはかりの、勤労人は、猶其名とともに、千歳に死さる人なれば、是も神に近きなり、〈中略〉誰しの人も、予てなき身と、思ひおかざるはあらねど、昨日今日まで、吾身体と、頼み勞りし骸を残し、現世の間に、愛憐せし妻子を残し、欲みせし、財宝を残して、離去るのみならず、五十年七十年の間、馴來し念の牽方あれは我は迷はじと思へりとも、積みたる念のなき人は、其念微にして、猶迷はざる事あたはぬなり、〈中略〉丈夫たましひあらん人は、よく此幽顯の、深致を覺り味はへて、今はの際に到るとも、め、しき心を思ひて、卑き道に惑はざるゝ事勿れ（七三三〇—七五〇）と。

篤胤が文化九年に脱稿した『靈能真柱』には、確かに右の引用と意味的に重複する文脈を確認することができる。例えば、守部同様、すでに現世と「冥府」（幽世）とを一体のものとして認識していた篤胤は、墓所や神社に鎮まる人の靈魂が当該靈魂の貴賤あるいは強弱に従つて、神靈と同様に顯世に働きかけることを指摘している。しかしその事実を以つて、篤胤の影響下に守部の幽冥思想の確立が成されたと見ることには、やや即断の感を否めない。

なぜならば、人の魂は風と火とによつて構成されている故に死ねば天に属くと論じた事、あるいは人の魂は死後大國主神に「帰命奉り、その御制を承賜わる」（名著出版全集第七卷（以下「全七」と略す）、五六頁）と規定した事等、『靈能真柱』に示された篤胤の見解を、守部は一切採用してはいないからである。とりわけ後に篤胤は、こうした見解を更に展開せしめ、『古史伝』（文政八年）において、人の靈魂は死後幽世主宰の大國主神によつて審判を受けるという、我が国の古典神話に何の徵証も認めることのできない特異な神学を主張した。それは、「抑此世は、吾人の善惡きを試み定賜はむ為に、しばらく生しめ給へる寓世にて、幽世ぞ吾人の本世」（全三、一七七頁）という認識と併せて、神道信仰の正統からは逸脱する方向に傾斜していくと評されよう。⁽⁹⁾

しかし一方の守部は、本書『温源録』以降、人の靈魂について、これ以上積極的に發言することはなかつた。天保十年の著述と曰され、儒教・仏教の教えは「神の役て給へる」故に我が國に伝わつたと主張した⑪『十段問答』においても、神道の本質を「神世の事を、重みし伝え、凡て物の本源を貴」ぶ教えに見出しているのに対し、仏教は「此世を、仮の世として、死てゆく先の事のみ、さだしあげつらひて、初もいはず、中もかたらず。人の心夜見にりて、くねくねしく、め、しきなり」（全集補巻、一九頁）と、その相違を際立たせている。

問題は、幽冥思想を論ずる際に、当該神学者がいつたい何を問題意識として持つていたのか、ということであろう。その視点に従うならば、「神靈の實在論証」を目的とした守部の場合、「魂の行方の安定」を詳らかにするべく幽冥思想を論じた篤胤とは、明らかに一線を画していいたと言えるのではないか。

むしろ先行する国学者との影響関係を指摘するのであれば、「記伝三十之巻」にて「凡人といへども、ほどくに靈ありて、其は死ぬれば夜見國（幽世一筆者注）に去るといへども、なほ此世にも留まりて、福をも、禍をもなすこと、神に同じ、但其人の位の尊卑き、心の智愚なる、強弱きなどに隨ひて、此世に魂ののることもけちめありて、始よりひたふるに無きが如くなる者もあり」（全集十一、三八八頁）と論じた、神道の正統な他界觀として評価し得る宣長説との近似性が指摘されよう。

このように人の靈魂を現実世界に示される具体的な働きを基準として論ずる守部の着眼点は、神靈の認識理解においても一貫していることが確認される。即ち、同じく本書卷一「古伝の心得様の論」にて、真淵・宣長の注釈に迷う事なく、神典の正実（『本原古伝』）を、「かたり詞」の原則や幽顯の理に従つて正確に理解する事を提倡した後、守部は次のように主張した。

伊勢、熱田、布留、三輪、出雲、住江等の大神を始め、其他の神社にいたるまでも、事跡に合せて、古伝説のまさしきを尚ひ、古伝に合せて、事跡の虚しからざるを信し、又諸神等の、靈験の厳しく坐々事、必ず現に在もの

と心得て、ゆめ／＼疑はず、ひたぶるに尊み畏み奉るへきわざにて、大かた後世の人の、古伝説を承がてにすな
るは、かの幽事の靈異をしらす、此神等の靈威をおもはず、た、現世の細微かる、理屈言に塞れて、崇敬情の薄
かるより、起るわざにそありける、（中略）古事記書紀等は、姑上代の旧辞そと、見過すとも、猶続紀よりつき／＼
の御史とも、記録ともにも、神の靈驗を記せる事、いと多かるものをや、さるを世人、はやく儒仏に走りて、心
もとめず、今京こなたは、殊に見過す人や、多くなりつらん、古語拾遺に、神代之事説、似「盤古疑」氷之意、
取「信寔難」、然我國家、神物靈蹤、今皆見存、触「事有」効、不可謂虚、云々と嘆かれたる、うべにさしわける、
此後乱世となりて、世人俄に驚き、信し出たる事もあれど、欺かれ誑ざる、方の多かりけるより、其も終に遂す
して、又今の如く、なり来しこそ、あさましけれ（六三オ／＼六六オ）と。

即ち、神典の本義（正憲）は神祇祭祀が斎行される神社の故実（事跡）とともに重なり合つてゐるという事、そして神祇の靈驗は記紀神話以降の典籍にも示されてゐるという事、それ故神典の本義を正しく理解するためには、これら信仰の表出形態にも目を配らなければならない、と主張したのである。これは、神学を立てる際に、いつたい何を根本資料にするべきなのか、という方法論を示すものであろう。こうした守部の視座に従つて、後に、神宮の典籍や諸々の文献から、現実世界に示された神の具体的な靈驗に関する記述を抜粋し、守部の解説を加えた⑭【神異例】（天保十四年）が執筆されたのである。

その意味において、本書『温源錄』は、神典・注釈書『稜威道別』の先駆的な著述としての性格のみならず、その後の著述を執筆せしめる守部のモティーフ（“神靈の実在論証”）をすでに開示している点において、守部神学の基本構想をも示しているのである。

口、②「温源錄稿卷三」（天保六年）

守部と篤胤との神学における相違点として更に注目すべきは、造化三神の神格理解と、それに基づく天地生成の解釈である。なぜならば守部篤胤両者共に、造化三神を「此神たちは、天地よりも先だちて成坐つれば」（全集九、一三二頁）と述べ、天地生成以前の既存の神であると規定した宣長説を起点としながら、後に互いに相反する独自の理解を主張するに至ったからである。

はじめに守部の解釈の変化を確認しておこう。即ち、本書②「温源錄稿卷二」において、『古事記』を「書紀」一書と同等の価値を持つ典籍と認識していた守部は、天地生成の段に限り、『古事記』の伝承を重んじ、以下の如くほぼ宣長説を祖述した。

此古事記に、天之御中主、高御産巣日、神産巣日の、三柱大神を、初に挙られたるそ、正しき伝へなりける、實に此三柱大神の、奇く靈く、貴き御産靈に産靈れて、彼浮漂ひし一物も出来、遂に天地も、神も人も、所有物も、生始たるなり、如此云をふと聞いて、若其神等は、又何の産靈に資て、生出坐るそなと云ふに、此三柱の大神、天地万の物を産靈出て、終に今世の如く、所為賜はんとて、初て此時、顯出坐つと答へむに、何事かあらん（十一一〇—十二一〇）と。

しかしその数年後に執筆された⑦「古事記伝難註」（天保十年）では、同段を、

物として、始なくては、有べからねば、天地の因て起れる濫觴も、ありつらめど、其事までは、伝はらずして、此神典は、只其大荒の時より、後の様を、語り伝へたるなり、されば天地の、物に因て化生始を云ることは、書紀にも、此記にも曾てみえず、然るに此神たちを、天地に先たちて成坐りといひ、又後より前に及ぼして云る詞なり、など云なせる、凡て皆強説なり（二十一〇）と分析し、宣長説を否定したのである。

こうした守部の解釈の変化には、國の生成以前の有り様を忖度することを否定し、抽象的な議論を避けようとする守部の思考を見出すことができる。その姿勢は、守部の神学が神典の本義を「俗間の人」に平易に説く事、即ち実践

神学的な目的に根差していた事と、恐らくは関連しているのであろう。かくして守部は、造化三神を、修理固成の発端に位置し、そのプロセスを「幽冥より幸はへ給へる神」（『古事記伝難註二』、十九ウ）として規定したのである。そこには、人の靈魂や神靈を、この世に示される具体的な靈験を基準として論ずる守部の一貫した着眼点を確認することができよう。

しかし一方の篤胤の造化三神、就中天之御中主神信仰確立は、あらゆる思想・學問を導入し、我が國古伝の正統性の論証を試みる、篤胤の方法論を背景にするものであった。即ち篤胤は、「古事記伝十七附卷」として収録された服部中庸の『三大考』に触発され、「靈能真柱」（文化九年）において、産巢日神を天地生成を司る既存の神と規定した。その後、天文学・玄学を受容することによつて、最終的には天之御中主神を北辰に鎮まる天地万物の主宰神であると主張したのである。⁽¹⁰⁾

宣長の造化三神既存説を否定し、この神々の具体的な神徳を論じるに止めた守部に対して、宣長説を更に展開せしめ、観念的な宇宙論へと傾斜した篤胤、両者の思考法の相違は、ここに歴然としている。

以上イ、口の考察に従うならば、守部の神学確立過程には、同じく本居宣長の「記伝」を起點とした平田篤胤の神学と比較すると、対照的な軌跡を確認することができる。即ち、篤胤が強調した靈魂の行方の問題や天之御中主神信仰を確立する契機となつた『三大考』は、神学研究の進捗に従つて軽視乃至は峻拒される傾向にあつた。⁽¹¹⁾その理由は、独自の神典解釈法の整備と平行して、現実的・具体的な着眼点に従つて神靈の御所為（働き）を明らかにし、“神靈の實在論証”を通じて民衆の敬神の念を強固なものにするという、守部神学の課題が明確化されたためであらう。⁽¹²⁾

三、神理解に於ける謹み

凡そ国学者の神理解は、古典神話の訓詁注釈という文献学的研究と、神社神道信仰者としての実存的な宗教経験との接点において獲得されたものと見るならば、守部の学問の場合、後者の側面が著しく突出していったように思われる。こうした神学者としての守部の姿勢は、『古事記』の伝承を神代の実事として受け止め、恣意的解釈を避け厳密な注釈作業を通じて古道論を主張した本居宣長との相違点として指摘されるのみならず、本居神学を痛烈に批判した諸説となつて具体的に示された。

すでに天保二年に刊行された守部の語学書「山彦冊子卷三」において、宣長の有名な「神の定義」に倣い、「其は天神地祇を加微と申て畏むも、靈狼虎などを加微といひて恐るゝも、その恐れかしこむ意は同じかるが如し」（全集第八、九一頁）と論じた守部は、その信仰忠実に神典注釈に取り組んだことがいくつかの資料に伺われる。例えば、（7）「古事記伝難註」（天保十年）の序文「意褒牟祢」には、次の一節を確認できる。

かゝる神典をうかゞへばとて、漫に神の御上を、口の端に勿かけ奉りそ、彼須佐之男命の、御荒の件を、記伝に説るさまに、高声に語りつゝ、即座に氣絶せし人もあり、又古学神道と称して、神の御上を、講舌為ありきし人の、目前に恠しき罰を蒙れるをば、見つる事もありき、猶さるたぐひ世に多かりなん、近き比名たゞる学者の、わろき死ざませしよしのこれから聞えたる、若まことならば、猶同じたぐひならん、是皆古伝の本づ旨趣を知らずして、（中略）神代御巻を披て、神の御上を、とやかくやと口の端にかけ奉るよりの、あやまちなるぞかし、今は古き世の則を守りて、此ひが事を嚴く禁しむといへども、あまたの人のこゝろ／＼ならんを、禦くべきならねば、猶恐れつゝ、しみて、何事の上をも、すべておほらかに申してやめり（四ウ一五オ）と。

あるいは天保十五年著述の④「稜威道別第一稿総論」、巻尾の「凡例」では、更に語気を強めて、こと、にことわりおく事あり　世に神典を窺ふ人を見るに恒に何の神は右あり某の神は左ませりなど神の御上をいとたやけにさたすめる多かり　こはいとゆ、しくかしこくあるましきわざそかし　古へはた、神の御名のみ申をも神秘として止事を得さるをりは衣を改め席を正して謹み申し　もし穢れ不淨を見たる日などは猶さても申さぬならひなりき　まして其大神のた、かなとかけても申すへきにあらす　今此書を見む人は先つさるひかくせより改めてひたぶるにつ、しみ畏みてよとそ（四一ウ、四二オ）と主張した。

敢えて指摘するまでもなく、こうした文脈に示された神祇に対する敬虔な信仰を以つてするならば、国学者橋守部の神典研究は、研究者の信仰を前提として、神道信仰のアイデンティティを明確にすることを学問の課題とする、神道神学研究であったことは明白であろう⁽¹³⁾。その問題はともかく、守部の神理解を分析する際に注意するべきは、こうした敬虔な信仰者としての立場に従い、神祇（神靈）をして、善惡という人間の道徳的な判断基準を超える存在として認識せしめた、ということである。その事を明確に主張するのは、同草稿本④「稜威道別第一稿総論」、独自の神典解釈法を開陳した後、奥書として記された一節であろう。

此余か悟りし状、いよ、神代の正実に協ひたらは、天神国神等、此書をちはひ給ひて、再び神典を興し、天下を、つひに古へに復させ給へ、又かくても猶いたま、本の真に背けたらは、速く此書を滅したまへ、若又此書の中に、いさゝかも、吾か私ことのましれらは、立所に刑はせ給へとなん、天保十五年五月二十五日畏々も申す（三九オ）と。

神典注釈を試みる守部の根底に、激しい神祇崇敬の念があつたことを示す、これら信仰の赤裸々な表白は、現行本底本執筆までに、いすれも削除されてしまった⁽¹⁴⁾。しかし神祇の御意志は、人が如何に生きそして行動するべきなのか、つまり人の規範そのものであるとの信念は、最晩年の著述『神代直語』（弘化三年）にも一貫して示されたのであつた。

即ち、現実世界に凶事をもたらす魑魅魍魎（「禍津日」）との対比において、「そもそも天神の賞罰は善悪邪正に隨ひて、いと正しかれば、さてあるを、此黄泉界より来る殃災は、却て善人の禍るが多かれ巴、懼るべき限なり」（全集第一、三二三頁）と主張したのである。

こうした守部の敬虔な信仰は、「俗間の人」に神典の本義を理解せしめるという実践神学的な課題と相俟つて、宣長の神理解を批判することとなつた。それを、明確に物語るのは、⑦「古事記伝難註」（天保十年）に確認される一節であろう。即ち、大八嶋國の生成に先立ち、天神の命令に従い正しい方法を問うべくして為された岐美ニ神の御トを、宣長は神代の実事として受け止め、「上代には、万の政にも、己がさかしらを用ひず、定めがたきことをば皆トて、神の御教を受て、行ひ賜ひしこと、記中書紀其外にも多く見えたり、今天天神すら如此くなるをや」（全集第九、一八二頁）と解説した。しかし守部は、こうした宣長説を、次のように批判したのである。

此顯世にある人は、高きも卑きも、幽冥より神の量料給ふ、未前の事の測識がたきに因て、ト筮を用ふる事も、あるにこそあれ、元より幽冥を所知看て、神通自在に御坐す大神の御上に、何のさる煩はしく、浮たるわざを、信み給ふ事のあらん、皆現き此世にして、人の為事に託て、かたる詞なり、如此る稚話に繫ひ泥みて、あながしこ、神と凡人と、同一になし奉れる事の、次々に甚多かる、不敬の罪輕からず、我は信じて云るにも有べけれど、其本義に背けるが故に、自然と神慮に違て、御罰を蒙れる事のあるにこそ、昔より神典を説く学者、此差を混じて神慮に乖ひ、祟りを受し人の多かりけん故に、世俗の諺にも、さはらぬ神にたりなしなど云出て、あながしこ、神をかたつけ奉り、いよ／＼ます／＼、不敬の種をまきつるこそ、罪ふかけれ、今より後の学者、よく此差めをおもへ（四十才～四十ウ）⁽¹⁵⁾と。

神話伝承を「本辭」（事実）と「談辭」（非事実）とに分別する解釈法（第三条「稚言談辭弁」）、そして神靈の坐します幽世を現実世界と一体の世界として認識する幽冥思想（第五条「天、黄泉、幽、現、顯露大意」）とは、すでに戰前になさ

れた守部思想の研究以来、神典解釈法「神秘五箇条」の「鍵鑰」として注目され、その結果、守部は「思弁的合理派」に属する国学者として認識された。⁽¹⁶⁾ しかし右の引用文中とりわけ筆者の施した傍線部に従うならば、神典解釈法の「鍵鑰」は、神話伝承の内容を合理的に解釈することを目的として案出されたのではなく、むしろ神祇に対する守部の敬虔な信仰に基づいて形成されたといえよう。換言すれば、守部が敬虔な信仰を通じて「預観」⁽¹⁷⁾し、その実在を「俗間の人」に知らしめようとした崇拜対象、そうした神靈の在り様と乖離する内容を示す伝承は、例えそれが記紀神話に確認できるものであれ、ことごとく「談辞」（非事実）として除去されるに至つたのである。

同一神格に和御魂・荒御魂の異なる働きが備わり、その荒御魂の働きが旺盛な神を「惡神」として規定し、皇祖神天照大御神の荒御魂を禍津日神と同体であると主張した宣長の神学は、こうした守部の神祇に対する敬虔な信仰に従うならば、到底受容することはできなかつたのである。かくして守部は、天保十年に執筆された⑥「古事記伝考異伝十」において、

あな畏こ、八十禍津日を、天照大御神の荒御魂と云こと、古今の間に、めさましき邪説也、いかにたふれ惑ひて、斯ることはいひ出たるにか、其罪怪からざるをや（七八ウ）と宣長説を批判した。

そして、天保八、九年頃の著述である③「稜威道別卷七」に自ら主張した靈魂觀（本稿「一、著述稿本とその分類」参照）を修正し、弘化四年に成つた全集本『稜威道別』卷七において、次のように真っ向から宣長の靈魂觀を否定し自説を開陳したのである。

殊に荒御魂のみ進みてなど、云る、いと要し。神をさばかりのものとあなづり思へりしにや。元来和魂荒魂と云を得心得ざりしから、如此るひが事をも云出るなりけり。（中略）大かた世に荒某と云る荒は、荒榜、和榜、荒稻、和稻又荒手番、真手番などの如くなれど、今此荒魂の荒は借字にて、現人神の現と同じく、本来の和魂より更に顯れ給ふを云こと、上巻に云るが如し（全集第一、一二三四一五頁）と。

「顯生魂」説を主張した理由の一端が守部の神祇に対する敬虔な信仰に基づく宣長批判にあつたことは、ここに明らかであろう。

四、橘守部神学の構造

これまで守部の神学確立過程に一貫して見出される二つの契機を、分析してきた。そこで、先学の守部研究における問題点を指摘する事を通じて、これまでの議論を今一度総括しておきたい。

守部の神道論に対する戦前の研究が「神秘五箇条」の分析に傾注してきたことはすでに述べた。こうした研究の動向は、戦後、鈴木氏による『人物叢書 橘守部』にも影響をもたらしているように推察される。その端的な例は、天保十五年完成の『歴朝神異例』をめぐっての理解であろう。即ち、鈴木氏は本書の執筆動機を、神秘第五条「天、黄泉、幽、現、顯露大意」との関連に従つて以下のように説明している。

『稜威道別』と時期を同じくして『歴朝神異例』七巻（省略）を著わし、古来の神々の靈異を諸書から丹念に抜萃してこれを類別し、その靈異についての意見を述べ、ひたすら神威の畏むべきことを説いたのも、この「幽・顯」説補強の意味があつたものと思われる（『人物叢書 橘守部』前出、二二七一八頁）と。

右の鈴木氏の見解は、現存する著述稿本の数量や執筆改訂期間の長短という書誌学的な見地から見れば、首肯されるものであつたのかもしれない。なぜならば、「神秘五箇条」に基づいて神典の本義を明確にした『稜威道別』の現存する自筆稿本は、前述の『温源錄』をも含めるならば十五種にも及び、改訂に二十年以上の歳月を費やしているからである。これに対して、⑭『神異例』と命名された『歴朝神異例』直系の現存稿本は二種を数えるのみで、僅か二年足らずの内に完成させている。現存稿本のすべてを網羅し、詳細且つ丹念な校訂作業を成し得た平澤氏も、鈴木氏

の見解を敷衍して以下のように分析した。

〔稜威道別〕成立の途路に於て、守部国学の方途はその理論的規範を大略に形成しつつあつた天保十四年・十五年の間、本書（『歴朝神異例』—筆者注）七巻は、時勢の国学の昂揚期と相俟つて、古史典の中に奇しき神の歴朝靈異を纂輯し、以つて神ながらの皇道を顯示せんとしたものである。「道別」に説く秘説五条は、就中第三条「稚言談辞弁」と第五条「天、黄泉、幽、現、顯露大意」の二範疇に集約され、前者は古史典の分析的方法論であるに対し、後者は幽・顯の両界に交感する神々の発顯の姿であつた。前者の分析を俟つて捉え得た史典の真実は後者の規範によつてはじめて神々の実体を認識し得るものと確信するにいたつたのである。その認識の尤も顯著なる契機は神々の靈異に拠て認知される神異の諸書の現象であろう。本書の目途は恐らく奈辺に存したのである（橋守部撰述現存諸稿本とその成立に就いて三）前出）と。

つまり平澤氏は、『歴朝神異例』の執筆動機を、第五条の幽冥思想との関連のみならず、第三条と第五条との原則に従つて明確にされた守部の神理解を、古今の書物に示された神威の有様を通じて、補強するべく著述されたと推測しているのである。こうした平澤氏の見解は概ね首肯できよう。

しかし敢えて修正、補足するのであれば、第三条を「古史典の分析的方法論」と規定し、第五条をその方法論に対する「規範」と位置づける解釈には、一考を要する。なぜならばこれら「神秘五箇条」の鍵鑰は、いざれも神々に対する守部の敬虔な信仰に基づいて形成されたからである。¹⁸更に、『歴朝神異例』の基本的な構想はすでに天保四年に執筆された①「温源錄稿卷」に確認できること、そして『歴朝神異例』の草稿本と目される⑬「千代のふる道」は天保十年以前に遡ることを、忘れてはならない。

これまでの考察を要約するならば、橋守部神学を確立せしめたのは、篤胤と袂を分けた“現実的な視座に基づく神靈の認識”と、宣長説批判の根本的な動機となつた“神祇に対する敬虔な信仰”との二つの契機であつた。従つて、

現実世界に具体的に示された神威を分析した『歴朝神異例』は、前者の着眼点を最も明確に具体化した著述であったと考えられる。つまり『歴朝神異例』は、単に神典解釈法の補強という性格を超えて、守部の神学を考える際に、極めて重要な著述であったといえよう。それ故に守部自身も、全集本『稜威道別』卷二において「そもそも吾神典の學びは、偏に忠誠の情より出て、敬神の信の致すわざなりければ、君を想ひ神を信する心薄くしては、未遂果す事あはず。故向に歴朝神異例と云を〈七冊〉撰びて、先づ天神地祇の靈異、皇祖の尊重くまします徵を挙おきつ。必ず此道別と相合せて、奉君敬神の信を篤くすべし」(全集第一、五九頁)と論じたのである^[19]。

従つて、幽世に坐します神靈の御魂(和魂)が顯世に顯れ出、靈驗あらたかな様を「顯生魂」と規定した守部の靈魂觀は、『歴朝神異例』を著述せしめた「現実的な視座に基づく神靈の認識」と、神典解釈法の鍵鑰を形成せしめた「神祇に対する敬虔な信仰」との、神學確立過程に見出せる守部の一貫した問題意識に基づいて主張されたものであつたと推察される。故に「顯生魂」は、『歴朝神異例』と『稜威道別』との相互補完を通して“神靈の實在論証”を試みた橘守部神學の課題を、まさに象徴する概念であつたのではなかろうか。

五、おわりに

以上、守部の神學成長過程を分析することによって、「顯生魂」説確立の背景を考察してきた。しかしそこで得られた結論は、橘守部神學の基本的な性格あるいはそこに見出される守部の思考法を指摘したに止まり、必ずしも「顯生魂」説を主張した直接的な契機を分析するものではなかつた。つまり守部は、この概念をいつたいどのような研究資料に基づいて認識するに至つたのか、という問題は未だ不問に付されたままである。そこで、最後にこの問題についての私見を述べて本稿のとじめとしたい。

すでに本稿冒頭に紹介したように、全集本『稜威道別』に確認される「顕生魂」説には、その明確な典拠が示されていた。それは、住吉三神の荒魂を奉斎する長門国一之宮住吉神社の起原伝承、「神功皇后紀」であった。しかし「顕生魂」という概念を確認し得るのは、天保十五年以降のことであり、その時期すでに「書紀」の注釈を試みた『稜威道別』の諸稿本が成立していたことを想起するならば、「神功皇后紀」が「顕生魂」説確立の直接的な契機となつたとは考えがたい。

そこで、すでに指摘した「顕生魂」説の萌芽を確認できる⁽¹⁴⁾『神異例』（天保十四年）に注目すると、恐らくは「顕生魂」説確立の直接的な契機となつたと思われる文献の引用を見出すことができる。それは、皇大神宮御鎮座以降、後三條天皇の延久元年（一〇六九）に至るまでの神宮に関することを編年体に記した『大神宮諸雜事記』である。

本書長元四年（一〇三一）六月の記事に拠れば、月次祭斎行に際し、斎内親王は、十六日に外宮での御奉仕を畢えられ、内宮に参りて王殿にお着きになった。いよいよ御玉串をお供えになろうとした時、それまでの小雨模様が一天俄に激変して「忽大雨降^天雷電穿雲光騒^天。天地震動」という大荒れの状態となつた。俄に斎王は神がかりの状態に陥り、そこに「皇大神宮第一別宮荒祭宮」の御託宣が下つたのである。即ち、斎院の寮頭相通並びに妻藤原古木古曾は、吾等夫婦には内外両宮の大神が憑依していると「狂言之詞」を巧みに、「巫頃之事」をして、人々の耳目を驚かせている。それ故、彼等夫婦に神罰を与えることを託宣を通じて命ぜられたのであつた。

こうした神宮故実を、「神異例卷一天照大御神靈異」に引用した守部は、以下のように解説したのである。

抑今是等の書に託宣と記したるは直に神の宣りにしていさゝか浮たる事に非す 殊に此伊勢神宮にしては忝も斎内親王に憑せ給ひて如此まのあたり明かに宣聞せ給へるなり 其御詞に皇大神宮高天原^{与利}天降之後人間^上未寄翔御^須とて別宮荒祭宮をして告しめ給へるなどいとも／＼尊き事にあらすや（二五〇）と。

つまり天照大御神の御意志は、「荒祭宮」即ち皇祖神の荒魂を通じて具体的に示されたという事実に、守部は注目

しているのである。それは、まさに「顯生魂」説確立の直接的な契機となる伝承であったのではなかろうか。

「荒」⁽²⁰⁾という語義の分析（文献学）に従つて、荒御魂を神靈のマイナスの働きとして認識した本居宣長の解釈、とりわけ『倭姫命世記』の伝承に従つた皇祖神の荒魂と惡神禍津日神との同体説は、必ずしも同時代の神宮祠官においてさえ受容できる神学ではなかつた。⁽²¹⁾しかし橘守部は、神話伝承のみならず神社故実にも注意を払うことによつて、「顯生魂」説⁽²²⁾という宣長の理解とは全く異なる解釈を提唱したのであつた。

戦後の神道神学研究を回顧すると、神学を立てる際に神社祭祀に重きを置くべきか、あるいは古典神話を第一に考えるべきか、という方法論上の対立を見出すことができる。

前稿に指摘したように、橘守部の神学は、神道信仰の要となる崇拜対象の問題、「神靈の實在論証」という実践神学的な意味において、極めて重要な示唆を与えてくれる。しかしそれだけではなく、こうした神道神学の methodological 問題についても、今日的な意味を持つものであると、筆者には挙されるのである。

註

- (1) 拙稿「本居宣長の神觀念」『神道學』復刊第一四九号・平成三年五月參照。
- (2) 念の為、當該注釈箇所をここに引用しておこう。

そもそも荒魂は顯生魂の義にして、本靈より更に別れ給ふをこそ称せ、和荒などの荒にはあらざるぞかし。神功紀云於是從軍神表筒男。中筒男。底筒男。三神誨皇后曰。我荒魂令祭於穴門山田邑也。時穴門直之祖踐立。津守連之祖田裳見宿禰。啓于皇后。曰。神欲居之地必宜奉定。則以踐立為祭荒魂之主。仍祠立於穴門山田邑とある。是彼御時に顯れ給ふ御魂神を祭り給ひければ、神名帳にも、長門國豊浦郡住吉坐荒魂神社三座。〈並明神大〉とこそは称せるなりけれ（『稜威道別』卷四・東京美術版全集第一（以下「全集第一」と略す）、一二九頁）と。

(3) ちなみに文政十三年（一八三〇）頃の著述と曰される守部の語学書『雅言考』をみると、「あらみたま、にぎみたま」の説明箇所に、「記伝三十六卷」に示された宮長の靈魂觀を、ほぼ忠実に表述していることが確認できる（全集第十、一八七頁参照）。

(4) 橋守部の現存稿本は、当初「椎本文庫」として一括保存されていたが、昭和十四年それら遺稿は橋家の手元を離れ、財団法人斯道文庫（現・慶應義塾大学附属研究所斯道文庫）と天理大学附属天理図書館とに所蔵されるところとなつた。平澤五郎氏は斯道文庫教授・文庫長を歴任され、平安朝の文学を専攻された篤学の士であるが、こうした関係において、守部の著述稿本の校訂作業に従事されたものと推察される。本節（「一、著述稿本とその分類」）に引用した平澤氏の見解は、すべて上記論考からるものである。

(5) ちなみに守部は、神秘第四条「略詞含詞」の原則に従つて、高皇產靈尊あるいは天照大神いづれか一神の勅命に従つて天孫降臨は実現したと記述する「書紀」本文及び一書の伝承を、天津神諸々の御意志であったと解釈した（前稿「二、橋守部の神理解」参照）。

(6) ただし④「稜威道別稿本第三」、諾尊が火神軒遇突智を三段に斬給うたと記す「書紀」一書の伝承を、守部は次のように解釈した。

此時もし実に斬殺し給は、天下の火急ち滅て民の竈も絶つへまをや こは火產靈の荒御魂の余り烈しかりけん故に後世の難をおもほしめして其御魂を和て幽冥に鎮りさせ賜へる事を如此は語り伝へたるなり（一七〇）と。

すでに「顯生魂」説の萌芽を示すものであるが、後述する如く、この注釈に先んじて⑭『神異例』（天保十四年）には、同様の荒御魂解釈を確認することができる。

(7) 篤胤同様の包括主義から諸宗教を独立したものと認識する守部の姿勢の変化については、すでに太田善磨氏が『十段問答』翻刻の際、とりわけ第一段及び第六段の注釈において、詳述している（国学大系第一四卷『橋守部集』・前出参照）。

なおそくした変化の背景については、前稿注10にすでに論じた如く、天保十五年以降に示された神祕第四条「略詞含詞」の原則に伴う守部の多神信仰論（多元主義）が明確になつたことが理由の一つであると筆者は考えている。その思考法の変化は、次節にて詳述する守部の現実主義とも関連するものであろう。

(8) 篤胤は云う。

君上は、いかに聰く明に坐せども、現世人の倣にし有れば、人の幽に思ふ心は更なり、惡行にても、顯に知られざるは、罰むること能はず、善心善行も顯ならぬは、賞給ふこと能ざるを、幽冥事を治給ふ大神は、其をよく見徹し坐て、現世の報をも賜ひ、幽冥に入たる靈神の、善惡を糾判ちて、產靈大神の命賜へる性に反ける、罪犯を罰め、其性の率に勉めて、善行ありしは賞み給ふ（全三、一七二頁）と。

(9) 以上の篤胤の所論を、正しい神道信仰の展開として容認できるのか否かという歴史神学の視点に従つて、神道神学者の上田賢治氏は次のように断罪した。

このよきな神學弁証を認めるのであれば、恐らく神道は、天孫降臨という基本信仰を、その意義において、根底から覆し、かつ、天照大御神と大国主神との神位をさえ、倒逆しなければならなくなるだろう（「神道と救い」「神道神學論考」所収・大明堂・平成三年、二〇五頁）と。

(10) 当該解釈は篤胤古道論の全貌が示された『古史伝』卷一に確認される。即ち、

かくて此大神（天之御中主神一筆者注）の御在所は、何處ぞと云に、（割注中略）此は天の最中のいと高く、寂寞にして動き徒らざる處、すなはち謂ゆる北辰にて、これ天の本綱たる處なるが、御中主大神は、此處に鎮り坐せるなり。頗それより、五百綱千綱を引延て、編成せる如く、宇宙の万物を、悉く主宰り給ふ事と聞えたり（全一、九九、百頁）と。

ちなみに、從來思想史家によつて喧しく論じられた篤胤の天之御中主神理解における基督教神学の影響説を、『古史伝』稿本をも網羅した詳細な篤胤文献の分析を通じて明確に批判した神保郁夫氏は、右に引用した篤胤による天之御中主神理

解について、篤胤晩年の「天保年間近くに至り、初めて形成された信仰ではないか」（『平田篤胤天之御中主神信仰の変遷と確立 上、下』『神道宗教』第一六二、三二号・平成八年三、六月）と推測している。

(11) 篤胤は、服部中庸の『三大考』に触発され『靈能真柱』を著述した。その事によつて『三大考論争』に参加する結果となり、以後中庸弁護の立場から『三大考弁々』そして『天説弁々』を成立せしめ天文学へと傾斜していくのである（神

保郁夫「平田篤胤天之御中主神信仰の変遷と確立」前出参照）。

一方の守部は、『三大考』を「古事記伝十七附卷」として収録した宣長の姿勢を次のように批判した。

三大考と云ふ、いとしも卑く拙き物をさへに添られたる、いとかたはらいたしや、かゝる物に聴けるも、実はわが心に見とめたる、極のなきが故也（⑦「古事記伝難註一」（天保十年）、一六ウ）と。

(12) すでに篤胤と守部との思想内容の相違を論じた芳賀登氏は、「篤胤より守部の方が来世信仰心の薄さを示している」（『幕末国学の研究』教育出版センター・昭和五五年、一一〇頁）と表面的には筆者の結論と近似する内容を述べられている。しかし篤胤が「陰茎信仰などまでもち出し（中略）陰所が産靈の神の附与する機能を行なうところ」と認識したことを例に挙げ、「宇宙創造万物化育生成の原理を考える（篤胤の一筆者注）議論は、守部のような幼言、談辞のとりことなつたものからは排斥された」（同前）との指摘は、両者の神学的思考法の相違を何一つ説明してはいない。

また化成・天保期の平田派国学者の主張の特徴を、「靈の行方の安定」とそれを支える「宇宙創造神話の制定」に見る桂島宣弘氏は、守部が和歌研究から神典研究へと移行した理由を次のように分析した。

注目すべきは、この「幽冥」論への異常なまでの関心は、単に平田派国学者のみの傾向ではなく、他の国学者にも影響を及ぼしている点である。例えば、平田派とは一線を画していた橘守部の思想転換は、この点を如実に物語っている。すなわち、守部は、当初は詠歌と和歌研究に重点を置いていたが、天保期に入ると関心を急速に「幽冥」論に移行した（『幕末国学の転回と大國隆正の思想』『幕末民衆思想の研究』所収・文理閣・平成四年、五八頁）と。

しかし、守部が「皇朝の古へを学ぶ」ことを志したのは、父元親の遺訓に因るものという逸話を紹介するまでもなく（『人物叢書 橋守部』前出、一二五—二七頁参照）、こうした桂島氏の見解が見当違いであることは、すでに本節の分析によつて明らかであろう。

(13) ちなみに、戦後G H Qの「神道指令」が発せられ、神社神道が一宗教としての出発を余儀なくされるに際して、「祭の神学」を標榜し、神社神道の教義樹立に尽力した小野祖教氏は、国学と神道神学との相違をめぐつて論じている。国学に対する誤解を端的に示した発言と思われるので、ここに要約しておこう。

即ち、「国学は、古典の研究を通して、正確であること、客観的にみて正しいということを大切にする方向」にあり、それは「神学とは違う」。神学とは「自分たちは、それを信じることができる」という、そう云うものであつて、信仰的に人間を導いたり、救つたり、変化せしめたりする。そういう力がともなつてくる物でなければ神学とは言えない」（「国学とは何か」『國學院大學日本文化研究所報』NO. 48誌・昭和四十七年四月）と。

(14) その理由については、俄に判断しかねる。恐らくは、たとえ「俗間の人」を対象とする平易な著述を守部は心がけていたにせよ、一応神典注釈書という研究書としての体裁を整えたためではなかろうか。

(15) 同注釈箇所も、現行本『稜威道別』『難古事記伝』のいずれにも見出すことはできない。ただし現行本『稜威道別』卷三には、諸冊二尊が「天浮橋之上」に立てられて大八洲生成を計られたと伝える「書紀」本文の記事に関連して、「幽顯の阻をだに慮隨に入して、神通自在に坐す神の御上に、何のさる煩はしき物（天浮橋—筆者注）を憑み給はん」（全集第一、八五頁）との一節を確認できる。

(16) 西洋宗教学、就中宗教発達史観の理論に従い、神道が宗教であることを一貫して論証された加藤玄智氏は、守部をして、「稚言、談辞、天、黄泉、幽等の根本概念を設けて、我が神典を解釈せんとする所から云へば、先づ思弁的若くは哲学的合理派に属せしむのが穩當であろう」（橋守部大人の我が神典解釈上に於ける位置）全集首巻所収、一一四頁）と指摘し

た。

また草莽国学研究の先駆者、伊東多三郎氏も、「理性の要求にかられて、国学者の荒唐無稽の弊を斥けたもので、これを近代神話学的方法論の自覚として推称する事は、敢て過稱ではない」（『国学の史的考察』大岡山書店・昭和七年、一一一五頁）と評価した。

(17) プロテスrantの組織神学者ルードルフ・オットーは、主著『聖なるもの』において、カントのア・ブリオリ説を受容し、崇拜対象（「聖なるもの」）を認識する能力が人間精神に先天的に内在してゐるのを論証した。「豫観」（Divination）とは、人間の感情にそつとした崇拜対象を認識する素質が備わっていることを明確にし、よくオットーによつて用いられた概念である。レバーハウスのオットーの議論は、心理学的論証と先驗的哲学とが混ざり合つていたため、両者の陣営から後に激しい批判を受けた（Vgl. Fritz Stoltz, "Grundzüge der Religionswissenschaft", Göttingen: Vandenhoeck u. Ruprecht, 1988, S. 20. 及び拙稿「ルドルフ・オットーの聖概念」『神道宗教』一六一号・平成七年十一月参照）。

しかし、恒長の「神の定義」と同様、「聖」による「宗教的な畏怖の感情」を通じて神靈の本質を認識する守部の神学を説明する際、オットーの議論は、極めて有効な仮説であると筆者には思われる（拙稿「ルドルフ・オットーのスマノーゼ概念——本居宣長の神の定義との比較——」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第十一号・平成六年八月参照）。

(18) 神秘第五条の幽冥思想を殊更に重要視する発想は、太田善磨氏の解釈に淵源するものであろう。即ち、「談辞説は幽冥説の成立によつてはじめて「神秘」たり得たものと思われる」（国学大系第十四卷『橘守部集』前出、五八頁）と。

しかし、この見解を筆者が否定する理由は、第五条の理論を用ひることなく、第三条談辞説のみに依拠し、守部の敬虔な信仰に従つて認識した神靈の本質を明確に論じていることが著述の随所に確認できるからである（前稿「一、橘守部の神理解」参照）。

問題は、「神秘」という言葉を守部はどのような意味において認識していたのか、ということであろう。それは、第三

節本文に引用した「古へはた、神の御名のみ申をも神秘として止事を得さるをりは衣を改め席を正して謹み申し」（④）「稜威道別第一稿総論」、四一オ・四二ウとの物言いに明確なように、極めて単純に、神靈への畏敬の念とその宗教感情に基づく神靈への「謹み」とを表現する概念であつたのではなかろうか。

(19) 敢えて指摘するまでもなく、こうした守部の神道論乃至は神道文献をめぐる解釈上の些細な問題点があるにせよ、鈴木・平澤両氏の卓越した業績は、和歌研究、文章研究をも含めた守部学の全体像を把握する際、今後においても極めて重要な意味を持つものであろう。両先生の優れた論考なくしては、本稿の執筆もままならなかつたことを、ここに告白する。

なお蛇足ながら、『歴朝神異例』の転写本は、宣教大講義生常世長胤のものを始めとして合計七種が現存する。

(20) 内宮二禰宜にまで昇叙した中川經雅は、『皇太神宮儀式帳』の注釈書『大神宮儀式解』三十巻淨写の後、本書に宣長の所存を反映させるべく、「松坂なる翁のもとに送り、翁はこれを二冊宛読了しては、おののおの所見を書き入れ送り還した」のであつた（池山聰助「本居宣長翁と中川經雅卿」「神道古典の研究」所収・国書刊行会、昭和五十九年、一三二六頁）。こうした緊密な学的交渉を宣長と結んだ經雅ではあつたが、『倭姫命世記』に淵源する皇祖神の荒御魂と禍津日神（八十柱津日神）との同体説については、『大神宮儀式解』卷第十二、「荒祭宮」の条において、「いひもてゆかばかく称し奉るべき」とわりも有るべけれど、神名をあつるは古義にあらず、たゞ大御神の荒御魂と称し奉るべし」とやんわり否定した（神宮司序版・昭和十年、四五〇頁）。

また文化九年に内宮九禰宜に昇叙した蘭田守良は、天保年間に成った『神宮典略』、同じく「荒祭宮」の条において、一層激しく「此説は本より受難く、論ふ事までもなきを、此大人（宣長一筆者注）の証とせしは惜らしき事也けり」と断じた（神宮司序版・昭和七年、一二六頁）。

(21) 特筆すべきは、「神宮典故研究の秘鑑」とも評される蘭田守良の『神宮典略』、第一段「荒祭宮」の条には、守部同様の荒魂理解を確認できるということである。即ち、蘭田守良は「荒」の語義について「荒は借字にて、書紀に現また顕を阿

良と訓る此字の意なり」と述べ、仲哀記及び神代紀によつて自説を傍証した後、「此荒魂の荒も此意にて、神の御魂の現しく顯れ坐て、何事にまれ、世の人に御悟教給ふ事有を云也」（前出、一三頁）と主張した。

「蘭田守良伝」を執筆した渡邊寛氏に拠れば、「神宮典略」は天保三、四年頃までに完成したらしい。たとえ「神主は此の大著を生前深く篋底に藏して、敢えて之を人に示」さなかつたにせよ（『新釈令義解』上巻所収・汲古書院・昭和四九年、四七頁参照）、弘化二年『稜威道別』（稿本）を朝廷に献ずる際に仲介を果たした荒木田久守等、守部と内宮禰宜との交渉を想起すれば、蘭田守良の荒魂理解を守部が認識していた可能性は充分考えられる。

ただし、これまで論じたように、守部の「顯生魂」説は、三十年にも及ぶ神典研究の蓄積に従つて主張された学説であり、また幽世に鎮まる神靈が顯世に顯れる出るという「顯生魂」説の基本となる理念は、すでに天保四年の①「温源錄稿卷二」に確認できるものである。即ち、

大己貴命の、既に幽事に入坐て後も、又現国玉神と顯はれ、大三輪神の活玉依媛の許へ、通坐つる類ひ多かれは、顯世の人の上より申時は、猶諸神等の御所行は、悉皆幽事の中には漏さるなり、若は加微と云称も、畏む意より出たる言にはあらで、彼靈異なる御所為の、咸幽事に因よ以て、幽とは称へ習ひたるにはあらしか（五八ウ・五九オ）と。

従つて、仮に蘭田守良の荒魂理解を守部が認識していたとしても、それは自説の正しさを再確認する一契機として参照した程度のものであつたと、筆者には思われる。

- (22) 描稿「戦後神道神学研究概観」『神道宗教』第一六七号公開シンポジウム「戦後五十年の神道学を考える」・平成九年九月参照。

追記 本稿執筆に際して、國學院大學教授阪本是丸先生より貴重な御教示を頂いた。また、貴重本閲覽に際して、慶應義塾大學附属研究所斯道文庫並びに天理大学附属天理図書館には、格別の御配慮を頂いた。茲に記して感謝の意を申し上げる。